

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年1月10日(金)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室 AB
- 3 出席委員(農業委員11名+推進委員3名)

農業委員(11名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、4番 榎本良樹、5番 水上昭和、
6番 安永文秋、7番 本田瑞希、9番 安河内龍一、10番 本田瑞希、
11番 宮野和男、12番 本田孝光、13番 渡邊三郎

推進委員(3名)

4番 因 泰光、8番 堀 英躬、12番 森下哲次

- 4 欠席委員(欠員は農業委員3名)

3番 山本 隆、8番 阿部 進、14番 舟越俊茂

- 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第19号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第20号 非農地証明願の届出について

- 6 その他

- 7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典

係長 佐野 史晃

主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議 長 　ただ今から、令和6年度 第10回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中11名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。11番 宮野委員、12番 本田委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。

　まず、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 　1ページ議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 　事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 　もともと屋敷のあった土地で、家がなくなり作物を作られていました。家庭菜園できる程度の土地があり、今回は隣の家と一緒に売りに出ているものなので、問題ないと思います。

議 長 　事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 　横が道になっており、段もあるので、入って何かするというのも困難な場所です。畑であれば十分であると思うので問題ありません。

議 長 　事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 　ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 　続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

- 係 長 事件番号 2 番、
【事件番号 2 番 説明】
- 議 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 同意してよろしいと思います。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号 2 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 2 番について許可と決定いたします。
- 議 長 続きまして、事件番号 3 番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 事件番号 3 番、
【事件番号 3 番 説明】
- 議 長 事件番号 3 番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。
- 委 員 もともと譲受人が作られており、名義が変わるものになるので問題ありません。
- 議 長 事件番号 3 番の担当地区の農業委員は私になりますので、本案件についての意見を述べさせていただきます。
- 議 長 以前より利用権を設定されており、その中で譲渡されるということです。案件につきましては問題ありません。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 譲渡人が春日市の方ですが、残りの農地はいずれということでしょうか。

係長 そうなってくると思われま。

議長 以前は高野に住まわれていた方で、相続されたものになっております。

議長 その他ご質問、ご意見等はございませんか。ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議長 次に、議案第31号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係長 9ページ議案第31号 農用地利用集積計画の決定につきまして、10ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

新規分は他25件で合計77筆、面積が121,180㎡となります。

次に19ページをお願いします。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分になります。

【説明】

継続分は、他97件で合計329筆、面積が394,799㎡となります。

1月分、継続、新規合わせて406筆、面積515,979㎡となっております。以上でございます。

議長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 借賃（反当）という書き方になっていますが、どのように用紙に記入すればよいのでしょうか。

係長 基本は反当での価格を記入いただきますが、総じての価格を書かれている方もいるのが現状です。

委員 高齢のため農地を売りたいので、更新はしないという方がいるのですがいいのでしょうか。

議長 途中解約もできるので、委員会としては更新をお願いいたしたいと思います。

委員 子どもが農家を継がず、親がいるうちに片づけておいてほしいという人が増えています。子は地域の作業に出ないため、もう田んぼをしまおうという話が多くあります。

議長 高齢者問題が一番の課題ですね。賃金的问题があり、昨年のように価格が上がれば、やりがいもあるのですが。途中解約もできるので、利用権の設定をしていただけるよう説明をしていただければと思います。

議長 その他、ご質問、ご意見等はございませんか。ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議長 次に日程第3 報告事項でございます。
報告第19号、農地法第18条第6項の合意解約について
報告第20号、非農地証明願の届出について、一括して事務局より説明をお願いします。

係長 49ページ、報告第19号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、50ページをご覧ください。
農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

他 36 件合計 96 筆、面積は合計で 133,714 m²の合意解約となります。

引き続き、56ページ報告第20号 非農地証明願の届出につきまして、57ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

他 14 筆、合計面積は 9,041 m²となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現

況地目に変更・登記される事となりますので、よろしくお願ひいたします。以上となっております。

議 長 　ただ今の事務局からの報告第19号、第20号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 　よろしいですか。ないようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。

令和7年1月10日（月）